

(仮称) 海老名市自治会支援条例(案)パブリックコメント結果について

(1) 意見募集期間

令和7年1月17日（月）から12月23日（火）まで（37日間）

(2) 意見件数

12件（11名）

(3) 意見内容等

下表のとおり

No.	提案・意見内容	提案・意見への対応
1	<p>①第4条では市民の自治会加入、自治会活動への積極的かつ主体的な参加、参画、協力を努力義務化するものと読み取れるが、一市民として十分な説明もなくそのような役割を勝手に押し付けられることに反感がある。「努めなければならない」ではなく「努めるものとする」として努力義務的なニュアンスを最小限にしている点は評価するが、各種判例(最高裁平成17年4月26日判決など)から示されているように自治会が自由に加入や退会ができることを原則とした任意団体であって、条例に自治会加入が義務であるかのような条文は設けることには反対する。第六条(市の責務)で市民の自発的加入を促進するための支援を行うことが明記されていれば十分ではないだろうか。</p> <p>②条例の制定によって市民に自治会加入を促すことは、市民に新たな負担(自治会費の支払い、無償労働など)をさせるということである。市民に対して「自治会への理解と関心を深め、加入に努めるとともに、その活動に積極的かつ主体的に参加し、参画し、及び協力する」ほどのことが要求されるのであれば、自治会費が市税で全て賄われる程度には支援していただけないと納得できない。</p>	<p>①本条例は、地域コミュニティの重要性を踏まえ、自治会活動を支援するための基本的な理念を示すものです。努力規定についても、法的な義務の履行を求める趣旨ではなく、自治会活動への理解と関心を共有するためのものです。ご意見を受け、自治会の加入については、個人の自由な意思に基づいてされることを第4条に追記します。</p> <p>②ご意見として承ります。</p> <p>自治会への加入を強要するものではありません。しかし市民が自治会へ自主的に加入することで自治会費の支払いや活動への参加などご協力いただくこともありますことをご了承ください。</p>
2	<p>個人情報の事も記載してください。個人情報の取り扱いについても記載して欲しい。このご時世に、自治会加入等に、年齢や性別の記載は任意記入と明記して下さい。役員が変わる度、個人情報なんてダダ漏れ※自治会っていうのは行政の怠慢を自治会に押し付けではないでしょうか？</p>	<p>個人情報につきましては、各自治会が個人情報保護法に基づき適正に取り扱っているものと認識しております。しかし、個人情報の取り扱いの重要性に鑑み、ご意見を踏まえ、個人情報に留意する旨を第5条第2項へ追記します。</p>
3	<p>第9条はどちらも「努めるものとする」と規定されており、これの規定により強制はされないが、努力義務が発生する。</p> <p>そして努力義務が発生することにより、場合によっては第三者から損害賠償請求を受けるリスクや、行政指導の対象となる可能性が発生する。</p> <p>定義されている管理者は特殊な例外を除き、日本国籍を持つ日本国民となる。そして、その国民は自治会への理解や関心を深めることや、自治会の活動に参加や、協力、連携することは、あくまでも任意であり（義務ではない）、「努めることすら必要がない」（努力義務すら発生しない）と。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>なお、本条例は、地域コミュニティの重要性を踏まえ、自治会活動を支援するための基本的な理念を示すものです。努力規定についても、法的な義務の履行を求める趣旨ではなく、自治会活動への理解と関心を共有するためのものです。</p>
4	<p>①趣旨は理解出来ますが、実際に自治会加入者が減少している中でこのような宣言をしたところで、加入者が増えるとは思えません。私も自治会の役員として活動していますが、清掃などに参加する人はほんのわずかです。市は自治会に過剰な要求をしているような気がします。</p> <p>②マンションの管理組合云々という記述がありました、管理組合の目的は建物の管理にありますので、自治会とはあまり関係が無いように思います（私の住んでるところでも、管理組合と町内会の2つの組織が併存しています）。</p> <p>③意見をスマホのLINEから述べるという設定になっていますが、スマホから長文を入力することは困難です。まるで「意見を出すな」といっているようですね。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>なお、ご意見に対する回答は次のとおりです。</p> <p>①自治会活動にご協力いただきありがとうございます。宣言、条例制定とあわせて、自治会に対する具体的な負担軽減策などについても検討を行っているところです。</p> <p>②様々な主体に、自治会への理解及び関心を深めていただき、自治会の活性化を図りたいと考えるものです。なお、マンション管理組合の中にも地域との交流や防災など、地域的な共同活動を行っている組織もあると認識しています。</p> <p>③LINEのほか、ホームページや郵送、ファックスなど、様々な方法で意見を募集させていただいております。</p>
5	<p>長老方の憩いの場がメインの気もしないが、核家族が進むなか、家庭では意識はあるが日本文化の継承、行事や娯楽、文化的価値があるもの多々、を若者と一緒に催してはどうかな、といつも思う。無償で着付けや踊り、昔の遊び、どんど焼きやお盆行事など消滅危機の習わし…考えれば尽きない 日本の将来を危惧します。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No.	提案・意見内容	提案・意見への対応
6	<p>第2条第6項第3号の定義により、管理会社の管理員が含まれるようになってしまっている。</p> <p>これにより管理員は第9条に規定された内容を実施する努力義務が課せられることとなってしまっている（強制ではないがこの規定だと努力義務が発生する）。</p> <p>管理員は、あくまで管理会社に雇用された職員であり、管理会社と管理組合の間で契約された内容に基づき業務を遂行するものであり、自治会への理解や活動等はその契約とは無関係である。</p> <p>契約等がない（金銭が発生しない）自治会への理解や活動の努力義務を管理員に発生させるのは、おかしい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>本条例は、様々な主体に、自治会への理解及び関心を深めていただき、自治会の活性化を図りたいと考えるものであります。また、地域コミュニティの重要性を踏まえ、自治会活動を支援するための基本的な理念を示すものです。努力規定についても、法的な義務の履行を求める趣旨ではなく、自治会活動への理解と関心を共有するためのものです。</p>
7	<p>1 外国人居住者、在留外国人が多数増えています。それに伴い地域の決め事など自治会として、どの程度の支援、指導をすればよいのか？</p> <p>2 市、事業者、住宅関連業者、マンション等の管理者が外国人居住者、在留外国人に地域の決め事など、どの程度の支援、指導をすればよいのか？</p> <p>問題点</p> <p>1 多分、回りに住んでいる人たちは、何処の国の方が住んでいるのか把握していない。</p> <p>2 ナイジェリア、ガーナ、マリ、カンボジア、インドネシア、ベトナム、タイ、スリランカ、厚木基地のアメリカ人、外国人ではないが日系人（ブラジル、ペルー）</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>なお、外国籍居住者の増加傾向は、地域課題のひとつであると認識しています。外国人に向けた自治会に関する情報の周知方法等については、自治会と連携して検討してまいります。</p>
8	<p>第5条2項にある「活動及び運営について透明性を確保するとともに、積極的に情報を提供し、市民にとって分かりやすいものとするように努めるものとする」の後に以下の文章を追加してください。「また活動及び運営に伴う金銭の収支についてはもれなく会員に会計報告を行うものとする」</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>自治会員への会計報告については、まさしく本条項に規定する活動及び運営について透明性の確保、積極的な情報提供に該当します。条例においては具体的な定めはしていませんが、自治会の役割として実施するよう努めるべきものであると認識しています。</p>
9	<p>条例案第2条（4）の事業者の定義に、市外の事業者で具体的な計画に基づき市内で事業を行おうとするものというような規定を加えるべきです。</p> <p>先日神奈川新聞の記事に、鎌倉市で大手建設会社が大規模マンション建設計画を地元の自治会が反対しているにもかかわらず、建築協定に反して計画を強行しようとしているとの報道がありました。</p> <p>市民、自治会、事業者及び市が連携し、協働して、誰もが安心して快適に暮らすことができる地域社会を実現するためという条例の基本理念からも、是非とも上記のような規定の追加が必要です。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>本条例で定義する事業者は市内事業者であり、事業者の定義において市外事業者を加えることは考えておりません。</p> <p>なお、事業者の定義とは別に、第8条に住宅関連事業者の役割を定義しております。</p>
10	<p>自治会が地域コミュニティを支える中核としての役割をはたしており、市が自治会の本来の役割が発揮できるよう支援することには賛成です。</p> <p>しかし、市民自治にもとづく自主的な組織です。市の下請け機関にしてはならず、支援条例制定にあたっては、市民が主体の自主的な組織の活動を支援する条例であるべきです。</p> <p>①第3条の基本理念で「市民が自主的に自治会の活動に参加し」としているのに、第4条の市民の役割で、自治会への「加入に努めるとともに、その活動に積極的かつ主体的に参加し、参画し、及び協力するよう努めるものとする。」との条文は、たしかに強制ではなく「努力義務」になってますが、「努めるものとする」は条例としては強い表現です。市民の多様な価値観、自主性を最大限尊重する前提から、「市民のそれぞれの価値観や生活条件に応じて自治会活動に参加・協力する」との趣旨での条例文章の再検討を求めます。</p> <p>②第6条（市の責務）の（4）については、市の行政の下請け機関ではないとの基本的立場を踏まえて、「市は自治会に業務委託はしない」ことを基本においた表現とすることを求めます。</p> <p>「過度な負担にならないよう配慮」と記載しても、自治会側からは、市から業務委託の要請があれば断れない立場に、実態上なっていますから。</p>	<p>①本条例は、地域コミュニティの重要性を踏まえ、自治会活動を支援するための基本的な理念を示すものです。努力規定についても、法的な義務の履行を求める趣旨ではなく、自治会活動への理解と関心を共有するためのものです。ご意見を受け、自治会の加入については、個人の自由な意思に基づいてされることを第4条に追記します。</p> <p>②ご意見として承ります。</p> <p>市と自治会は、誰もが安心して快適に暮らすことができる地域社会を実現するために協働するパートナーであり、お互いの合意に基づき委託契約を締結しております。</p>

No.	提案・意見内容	提案・意見への対応
11	<p>①第2条（3）自治会の定義の条文について      （ ）内の自治会に準じた地域コミュニティ組織を含む 文章は自治会の定義に入れるのではなく、別項を設け記述するべきである。自治会はあくまでも自治会として定義づけるが必要。      例えば、（2）の地域コミュニティの条項を「市内の一定の地域に住む市民が協力してその地域をより良くしていくための市民同士のつながりをいう。自治会に準じた組織を含む」と表記するか、自治会に準じた組織として別項を設けるかである。条例はあくまでも自治会支援が目的なので定義を曖昧にせず、条例上は明確に分けるべきである。</p> <p>②第5条自治会の役割の条文について      項目2の 自治会は、市民の多様な価値観及び自主性を最大限に尊重し とあるが、「自治会は地域住民の多様な価値観及び自主性を配慮し」と変更して欲しい。      それぞれの自治会は地域住民と活動しているので市民という語句は適當ではないと思う。最大限に尊重という表現は強すぎて、自治会運営において副作用をもたらす可能性がある。</p>	<p>ご意見として承ります。      なお、ご意見に対する回答は次のとおりです。</p> <p>①自治会の定義には、自治会に準じた地域コミュニティ団体も含まれることを明記しており、地域的な協働活動を行う多様な団体を包括しています。このことにより、幅広い地域コミュニティ組織と連携が取れると考えています。</p> <p>②本条例の市民については、市内に居住する者を指しており、地域住民も含まれています。</p>
12	<p>総合的に見て      ・このような条例が整えられることは良いことであると考えます。      「役割・責務」について      ・市（行政）の責務は大きいと考えます。      順番は「責務・役割」が良いと考えられます。      自治会の設立時期はいつ頃なのでしょうか？      国？県？市町村？がどのような目的を以て、いつ頃設立したのか？      おそらく法律が存在していると思われますが、そこまで一市民が調べるまでには至りません。      現状の自治会      役員はボランティアの方々が自治会の役割について「口伝」を以て継承しています。      現実のやり取りは、「引き受け手がないで頼みます。」「しょうがない、一期だけやりましょう。」など明確な意識を以て自治会ボランティアに参加している状況ではないとみています。条例前文を私的に読み説くと「国？県？市町村？（行政）が当初の法律をもとに現状を鑑み、地域行政と自治会活動の見直し（活性化）をする時期になっていると認識した。」と感じます。      「市の責務」を前面に打ち出していくべきだと考えます。      支援条例施行後の支援プラン等について      ・「条例は出来たけど、その後は？」がきになります。      ・海老名市の自治会活動を活性化するための「ワーキンググループ」を立ち上げるなどの支援プラン行程表は既にあるのでしょうか？またはいつまでに準備するのでしょうか？      ・また、各「役割」を徹底させる具体的なプランがあるのか？いつまでに準備するのか？      ・具体化案を提示していただきたいと考えます。</p>	<p>ご意見として承ります。      なお、本条例施行後の支援策については、現在検討を進めているところです。</p>